

事 務 連 絡
平成 30 年 5 月 8 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

社会保険制度及び労働保険制度に関する取組について

医療行政につきまして、平素より格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
標記につきましては、「社会保険制度及び労働保険制度に関する取組について」
（平成 29 年 4 月 21 日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）により、事業者団体に周知依頼を行った旨ご連絡したところです。

その際お送りした社会保障制度等のパンフレットに、今般、業務委託契約等に基づき働いている方についての Q&A を追加し、内容を更新したことから、別添「社会保険制度及び労働保険制度の周知について（協力依頼）」（平成 30 年 4 月 27 日付け年管管発 0427 第 1 号・基徴収発 0427 第 1 号厚生労働省年金局事業管理課長・労働基準局労働保険徴収課長連名通知）の通り協力依頼がございましたので、事業者団体に再度周知依頼を行っております。

上記社会保険制度及び労働保険制度に関する取組につきまして、御了知いただきますようお願いいたします。